

環 循 規 発 第 2603271 号
令 和 8 年 3 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年環境省令第8号。以下「改正省令」という。）が令和8年3月27日に公布され、同日から施行されたところである。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）において水銀使用製品産業廃棄物として定める空気亜鉛電池については、その国内生産量のほぼ全量を占める一般社団法人電池工業会の全会員によって、令和元年に無水銀化された。そのため、今後水銀を含有している空気亜鉛電池や、これを使用する製品が新たに廃棄物として生じる可能性は限りなく低いと考えられる。

こうした実態を踏まえ、空気亜鉛電池の取扱いについて相応の処理が可能となるよう、所要の改正を行ったものである。

第二 改正の内容

水銀又はその化合物の使用に関する表示がされていない空気亜鉛電池については、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要とするため、規則別表第4の2の項の

空気亜鉛電池を削る改正を行った。

なお、空気亜鉛電池であっても水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、規則第7条の2の4第3号に該当するため、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。

第三 水銀廃棄物ガイドラインの改定

今般の改正省令に伴い、「水銀廃棄物ガイドライン（第4版）」（令和7年3月）を改定し、「水銀廃棄物ガイドライン（第5版）」（令和8年3月）を公表したため、排出事業者等への指導の参考にされたい。